

建設業者の監督処分について

監督処分の概要

1. 処分業者名及び所在地

処分業者名	所在地
佐藤工業株式会社 代表取締役 加藤 眞司	福島県福島市泉字清水内1番地

2. 内 容 : 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

3. 期 間 : 平成19年11月2日から平成20年1月30日までの90日間

4. 停止を命ずる営業の範囲

「土木工事業に関する営業」(注1)のうち、「公共工事」(注2)に係るもの又は「民間工事」(注3)であって「補助金等」(注4)の交付を受けているもの。

※(注1)～(注4)の内容については、別紙参照資料に記載。

5. 処分概要

佐藤工業株式会社の元代表取締役は、福島県発注の流域下水道整備工事の指名競争入札に関し、競売入札妨害の罪で平成18年9月28日に起訴され、平成19年2月28日に東京地方裁判所より懲役6月の判決を受け、元代表取締役は控訴した。

これに対し、平成19年8月16日に東京高等裁判所から懲役6月(執行猶予3年)の判決を受け、平成19年8月31日その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められるので、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」三.2.(1).b(別紙参照資料)に基づき90日間の営業停止を命じたものである。

<発表記者クラブ:宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会、>

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 建政部

建設業適正契約推進官 佐藤 道也 (内線6119)

計画・建設産業課 建設専門官 菅原 修 (内線6143)

仙台市青葉区二日町9番15号 TEL022-225-2171

1. 処分の根拠法令等

(1) 建設業法（抄）（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）

（指示及び営業の停止）

第28条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十三条第三項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第四項を含む。第四項において同じ。）若しくは入札契約適正化法第十三条第一項若しくは第二項の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一 （略）

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及びこれに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

四～八 （略）

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号の一に該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号の一に該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(2) 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（抄）

営業停止日数

三 監督処分の基準

2 具体的基準

(1) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）

a 代表権のある役員（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が懲役1年以上の刑に処せられ、かつ、建設業者として情状が重い場合は、最高1年間の営業停止処分を行うこととする。

b その他の場合においては、原則として30日以上営業停止を行うこととする。この場合において、代表権のある役員が刑に処せられたときは90日以上、代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは60日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。

c 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合は、15日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。

d a～cにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～cに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、a～cにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

2. （注1）～（注4）の内容について

（注1）「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部として土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注3）「民間工事」とは、上記（注2）以外の建設工事をいう。

（注4）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。